

令和 2 年

西川町議会第 3 回臨時会議案書

報告第5号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年7月9日提出

西川町長 小 川 一 博

専第5号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、下記のとおり専決処分する。

記

事故発生日時	令和2年4月9日 正午	
事故発生場所	西川町大字沼山地内 町道沢口向中岫線	
相手方	株式会社 石橋組	
原因・状況等	相手方が小型自動車町道沢口向中岫線を走行中、対向車が県道から町道中央部に侵入してきたため、避けようとして路肩側に寄せた際に町道側溝が破損し、鉄筋が上方に出ていた所を跨って走行し、車両のフェンダー3か所、ナンバープレート1か所、リアバンパー1か所に傷がついた。	
事故の種類	人身	物損
町の過失割合	—	100分の100
損害賠償の額	—	57,780円
内訳	保険金	57,780円
	一般財源	—

令和2年6月8日

西川町長 小 川 一 博